

◎新潟県告示第769号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定による研修及び同法第8条の3の規定による講習を次のとおり指定する。

平成25年6月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 研修及び講習の主催者

東京都港区新橋6丁目8番2号

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター（理事長 井元 弘）

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体

(1) 名称

公益財団法人 新潟県生活衛生営業指導センター

(2) 所在地

新潟市中央区東大畑通1番町490-13

3 研修及び講習の種類及び日程、科目等

(1) 第1型研修及び講習

ア 開催年月日、開催地及び受講対象

| | 開催年月日 | 開催地 | 受講対象 |
|--------|----------------|------|------------------------|
| 研 修 | 平成25年9月11日（水） | 新発田市 | クリーニング所の業務に従事するクリーニング師 |
| | 平成25年9月25日（水） | 南魚沼市 | |
| | 平成25年10月22日（火） | 長岡市 | |
| | 平成25年11月10日（日） | 新潟市 | |
| 講 習 | 平成25年9月11日（水） | 新発田市 | クリーニング所の業務に従事する者 |
| | 平成25年9月25日（水） | 南魚沼市 | |
| | 平成25年10月23日（水） | 長岡市 | |
| | 平成25年11月9日（土） | 新潟市 | |

イ 研修及び講習科目

- ・ 衛生法規及び公衆衛生（1時間）
- ・ 洗濯物の受取、保管及び引渡し（1時間）
- ・ 洗濯物の処理（1時間）
- ・ 繊維及び繊維製品（1時間）
- ・ レポート

ただし、前回受講より3年以内に受講する者については、一部を省略することができること。

(2) 第2型研修及び講習

ア 受付期間、レポート提出締切年月日及び受講対象

| | 受付期間 | レポート提出締切年月日 | 受講対象 |
|--------|---------------------------------|---------------|--|
| 研 修 | 平成25年8月12日（月） ～平成25年8月30日（金） | 平成25年9月27日（金） | クリーニング所の業務に従事するクリーニング師であって、離島に居住する者（佐渡市） |
| 講 習 | 平成25年8月12日（月） ～平成25年8月30日（金） | 平成25年9月27日（金） | クリーニング所の業務に従事する者であって、離島に居住する者（佐渡市） |

イ 研修及び講習科目

- ・ 衛生法規及び公衆衛生
- ・ 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- ・ 洗濯物の処理
- ・ 繊維及び繊維製品

4 受講料

(1) 研修

1人 5,000円

(2) 講習

1人 4,500円